



発行 東京都

目次

60

規則

訓令

○東京都組織規程の一部を改正する規則……………（総務局人事部調査課）…

○東京都健康安全研究センター処務規程の一部改正……………（総務局人事部調査課）…

○東京都市場衛生検査所処務規程の一部改正……………（同）…

○東京都食肉衛生検査所処務規程の一部改正……………（同）…

規則

東京都組織規程の一部を改正する規則を公布する。

令和三年五月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百五十九号

東京都組織規程の一部を改正する規則

東京都組織規程（昭和二十七年東京都規則第百六十四号）の一部を次のように改正する。

別表三 六の部(三)の項中「及び調査」を「、調査等」に改める。

附則

この規則は、令和三年六月一日から施行する。

訓令

●東京都訓令第三十八号

東京都健康安全研究センター処務規程（平成十五年東京都訓令第二十一号）の一部を次のように改正する。

令和三年五月三十一日

東京都知事 小池 百合子

第一条第二号中「及び調査」を「、調査等」に改め、同条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十六号までを一号ずつ繰り上げる。

第三条の表広域監視部の部食品監視第一課の項第二号中「及び違反食品の措置」を「、違反食品の措置等」に改め、同項第三号中「措置」を「措置等」に改め、同部食品監視第二課の項第一号中「及び違反食品の措置」を「、違反食品の措置等」に改め、同項第三号中「普及並びに」を削る。

第十条第五号中「及び食品製造業等取締条例」を削る。

附則

この訓令は、令和三年六月一日から施行する。

●東京都訓令第三十九号

東京都市場衛生検査所処務規程（昭和三十二年東京都訓令甲第五十一号）の一部を次のように改正する。

総務局 財務局 福祉保健局 市場衛生検査所

令和三年五月三十一日

東京都知事 小池 百合子

第一条第一号中「及び調査」を「、調査等」に改め、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

第六条第六号中「第五十四条第一項」を「第五十九条第一項」に改める。

附則

この訓令は、令和三年六月一日から施行する。

●東京都訓令第四十号

総務局
財務局
福祉保健局
食肉衛生検査所

東京都食肉衛生検査所処務規程(昭和三十二年東京都訓令甲第百二十二号)の一部を次のように改正する。

令和三年五月三十一日

東京都知事 小池 百合子

第一条第二号中「及び検査」を「、検査等」に改め、同条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

第七条第七号中「第五十四条第一項」を「第五十九条第一項」に改める。

附則

この訓令は、令和三年六月一日から施行する。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

